

広島市テナントオーナー支援事業 をご存知ですか？

広島市テナントオーナー支援事業とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個々の経営努力だけでは事業の継続等が困難となっているテナント事業者を支援するため、共助の精神に立って、こうした事業者が営む市内店舗・事務所の家賃等の減額を行うテナントオーナーの皆様に対し補助金を交付する事業です。

補助対象者

次のテナント事業者(中堅企業、中小企業、個人事業者等)の家賃等について、**2割以上の減額を行うテナントオーナー**を対象としています。

- 新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた空き店舗等への新規入居者

補助内容

補助率 1店舗等につき、**減額家賃等×2/3**

補助限度額 1店舗等につき、**20万円/月×最大3か月分**(1オーナーの
限度額1,000万円)

対象経費 **令和2年4月～12月までの間の減額家賃等**

※店舗・事務所の家賃のほか、店舗・事務所に付随している駐車場等(事業に供するものに限る)の賃料や、賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われている管理費や共益費の減額分も対象経費に含めます。

募集期間

令和2年8月19日(水)から11月18日(水)まで

※WEB申請は8/21(金)から受付 ※郵送は11/18(水)の消印有効

※申請状況等によっては、募集期間中であっても受付を終了する場合があります。



申請方法及び申請書類

【申請方法】**WEB**または**郵送**によりご申請ください。

(事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付についてご協力をお願いします)
上記申請が困難な方のため、別途、予約制の「申請サポート窓口」を設けサポートを行います。

申請書類

- ① **補助金交付申請書**
- ② **誓約書** (暴力団関係者でないこと等)
- ③ テナントオーナーとテナント事業者の補助金申請に関する**合意確認書**
- ④ 対象物件に係る**登記事項証明書等の写し**
- ⑤ **賃貸借契約書等の写し** (減額前・減額後の賃料等を証するもの)
- ⑥ **金融機関の通帳の写し** (補助金の振込先確認+減額後の賃料の入金確認)

※ 不動産会社等へ申請書の提出を委任する場合は、委任状を提出

※ 補助金交付決定後に家賃等を減額する場合は、減額後に賃料の入金が記載された金融機関の通帳の写し等を提出



申請者確認

法人の場合

営業許可書等の写し
(代表者の本人確認書類)

個人事業者
の場合

運転免許証等の写し
(個人事業者の本人確認書類)

よくあるご質問

Q 申請書類はどうやって入手できますか。

A ホームページ(<https://hiroshima-city-tenantownershien.jp>)より申請書類をダウンロードしてください。
パソコンがない場合等、ダウンロードできない場合には、事務局より発送しますのでご連絡ください。

Q オーナーが広島市外に居住していても申請できますか。

A 広島市内にある店舗・事務所の家賃等を減額していれば、オーナーの所在地(住所)は、市内・市外のどちらであっても申請できます。

Q 店舗を転貸しているサブリース会社も申請できますか。

A 本事業では、不動産所有者のほか、対象物件を借り上げて転貸している方も対象となりますので、補助要件を満たしていれば申請できます。

Q テナント事業者が国の家賃支援給付金を申請(又は受給)している場合でも、補助対象になりますか。

A 国の家賃支援給付金とは制度が異なりますので、本事業の補助要件を満たしていれば対象となります。
※なお、国の給付金については、家賃減額の時期によってテナント事業者の受け取る給付金額が減少する場合があります。(詳しくは事務局(下記のお問合せ先)までご相談ください)

